

企業立地促進のための土地等情報の収集及び提供に関する協定書

貝塚市（以下「甲」という。）と大阪府宅地建物取引業協会泉州支部（以下「乙」という。）とは、貝塚市企業立地マッチング促進事業実施要綱に基づき実施する土地等情報の収集及び提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内に立地を希望する企業（以下「丙」という。）が必要とする物件の情報を甲が乙の協力を得て入手し、丙に提供することにより、企業の立地促進及び市内土地の有効活用を図ることを目的として締結する。

（協定事項）

第2条 乙は、乙の会員（以下「情報提供者」という。）が取り扱う不動産のうち、工場、研究所、物流センター等の事業活動の用に供する施設を新設又は拡張することに適し、売買又は賃貸借が予定されている土地又は施設の情報（以下「土地等情報」という。）を甲が取得できるよう協力する。

2 情報提供者の甲に対する土地等情報の提供は、無償で行うものとする。

3 甲は、情報提供者から入手した土地等情報の概要を丙に提供する。

4 甲は、企業名、所在地その他の丙が特定される情報を乙に提供しないものとする。

5 甲及び乙は、この協定に基づく情報交換により知り得た情報を当該情報提供者の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（協定期間）

第3条 協定期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙のいずれかから何らの申出がなく、かつ、この協定に定めたものと同様の内容で更新する場合には、協定を締結することなく更に1年更新されたものとし、以後も同様とする。

（市等の責任の範囲）

第4条 この協定に基づいて情報提供者及び丙の間で行う具体的な調整及び取り交わされる不動産契約については、甲及び乙は何ら関与するものではなく、一切の責任を負わないものとする。

（定めのない事項等）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通

を保有するものとする。

令和6年9月26日

（甲）大阪府貝塚市畠中1-17-1

貝塚市

貝塚市長

酒井 了

（乙）大阪府岸和田市上町9-4

大阪府宅地建物取引業協会泉州支部

支部長

長谷川好伸